



# 阿川小学校いじめ防止基本方針

令和元年4月



# 目次

<b>1</b>	<b>いじめの防止等に関する基本的な考え方</b> . . . . .	<b>1</b>
	(1) いじめの定義・禁止	
	(2) 求められる責務	
	(3) 基本的な認識・姿勢・対応	
<b>2</b>	<b>校内体制の確立</b> . . . . .	<b>3</b>
	(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置	
	(2) 指導体制の強化	
	(3) 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備	
	(4) 教育委員会への報告・相談	
<b>3</b>	<b>未然防止の取組</b> . . . . .	<b>4</b>
	(1) 「心の教育」の充実	
	(2) いじめを許さない学校・学級づくり	
	(3) 授業の充実	
	(4) 児童の主体的な活動の充実	
	(5) 日常的な実態把握・かかわり	
	(6) 保護者、地域、関係機関との信頼関係の構築および連携	
<b>4</b>	<b>早期発見の取組</b> . . . . .	<b>5</b>
<b>5</b>	<b>解決に向けた取組</b> . . . . .	<b>6</b>
	(1) 初期対応	
	(2) 中期・長期対応	
<b>6</b>	<b>インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応</b> . . . . .	<b>8</b>
<b>7</b>	<b>重大事態への対応</b> . . . . .	<b>9</b>
<b>8</b>	<b>いじめ防止に向けた年間活動計画</b>	

## 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義・禁止

#### ・いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

#### ・いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法」第4条より）

### (2) 求められる責務

#### ・学校及び教職員の責務

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。（「いじめ防止対策推進法」第8条より要約）

#### ・保護者の責務

子供がいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子供がいじめを受けた場合には、適切に子供を保護する責務がある。（「いじめ防止対策推進法」第9条より要約）

### (3) 基本的な認識・姿勢・対応

#### ・認識

いじめは、

- ①人間として絶対に許されない、人権にかかわる重大な問題である。
- ②学校、家庭、地域の教育力が問われる問題である。
- ③どの学校でも、どの子にも起こりうる問題である。
- ④発見が難しい問題である。
- ⑤学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題である。

#### ・姿勢

##### 学校として

- ①教育活動全体を通じて、児童一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行う。
- ②児童にしっかりと寄り添い、一人ひとりの状況を把握するとともに、児童生徒が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。
- ③保護者や地域住民といじめの防止等に係る情報を共有し、未然防止や早期解決に向け、連携して対応できる態勢を整える。

##### 保護者として

- ①どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめを行うことのないよう、規範意識や人権意識を高める指導を行う。また、日頃から、いじめ被害等の悩みがある場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。

②学校や地域の子供とかかわりのある人々と、いじめの防止等に関する情報交換を行うとともに、根絶を目指して互いに補完しあい、協働して取り組む。

③いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われたりする時は、速やかに学校等に通報または相談する。

#### 子供として

①社会や学校の集団の一員としての自覚をもち、お互いのよさや違いを認め合い、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。

②周囲にいじめがあると思われる時は、当事者に声をかけ、周囲の人に積極的に相談する。

#### 地域社会として

①「地域の子供は、地域で育てる」ことを目指し、すべての子供が健全に成長するよう、相互に連携していじめの根絶を図る。

②いじめの兆候等が感じられる時は、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止等に努める。

#### ・対応

##### 未然防止

①子供の発達段階に応じて、様々な人とかかわり合う生活体験や学習活動等を通じて、心の通い合う人間関係を構築する能力を醸造する。併せて、豊かな情操や道徳心、社会性を育み、障害への理解や人権感覚を高める。

②学校は、児童や保護者との信頼関係を基盤として、いじめを絶対に許さない風土をつくる。

##### 早期発見

①学校は、家庭、地域社会が一体となって、子どもたち一人ひとりに寄り添い、かかわる中で、子どもが発するサインを見逃さない。

②学校だけでなく、教育委員会や関係機関等の相談機能を高め、子どもたちが不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備する。

③単なる友人間のトラブルと思える場合も、いじめの視点で捉え直す。

##### 早期対応

①いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、速やかに管理職への報告と情報共有を行い、組織的に対応する。併せて、保護者の理解、協力を得ながら早期解決を目指す。

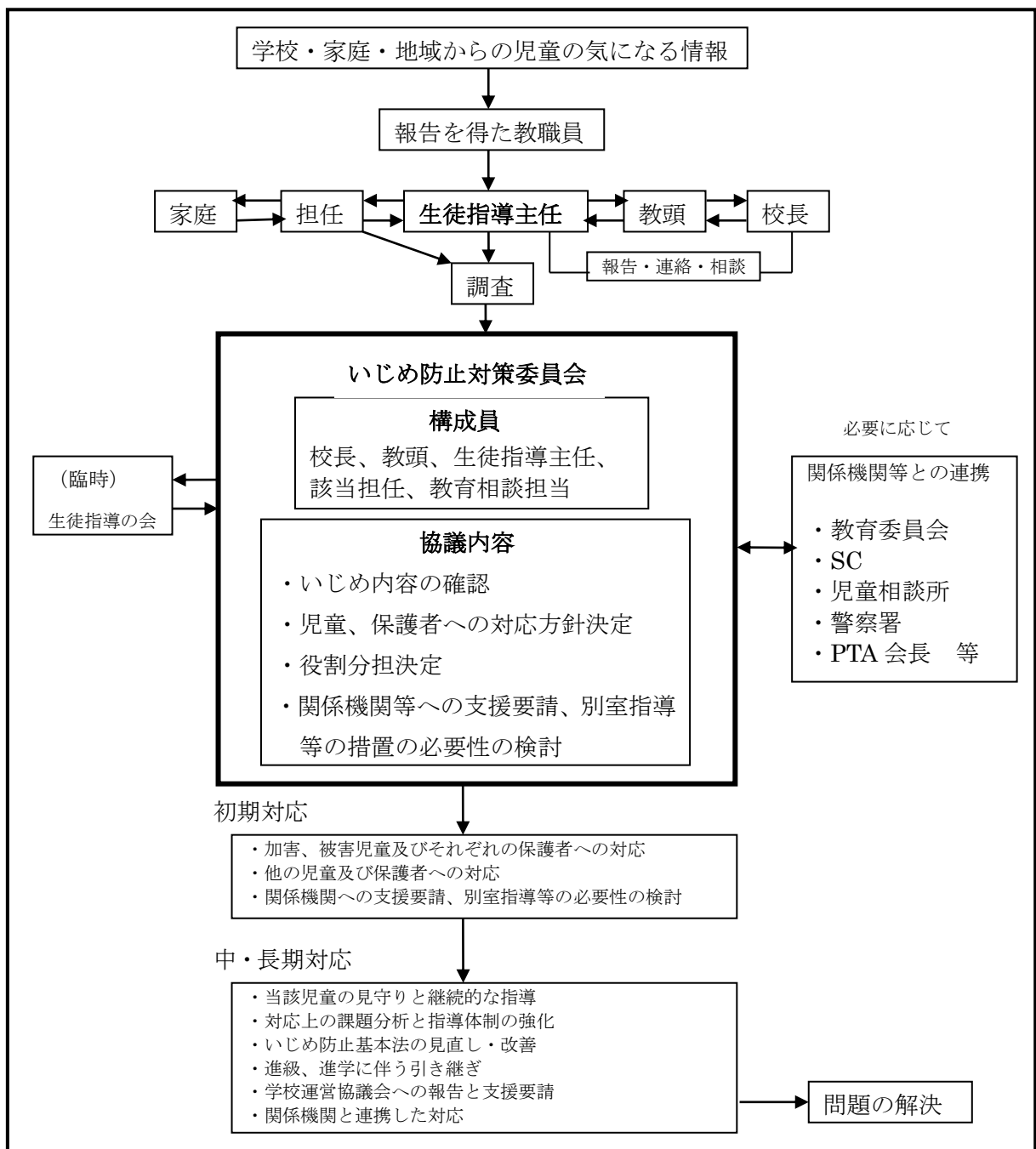
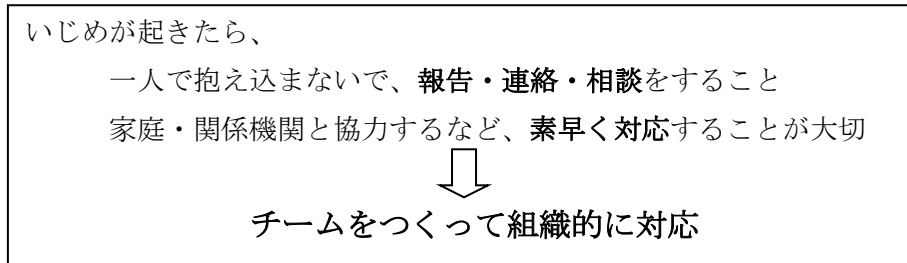
②いじめられている児童に対しては、「絶対に守る」という学校の姿勢を示し、心のケアと安全確保に努める。また、いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で適切な指導を行う。

\*いじめの未然防止・解決に向けて、平素から家庭、地域、関係機関（警察、児童相談所、医療機関）との連携を密にし、早期の相談やケース会議等を行う。

## 2 校内体制の確立

### (1) いじめ防止対策委員会

#### 教職員全員で組織的に早期対応



## (2) 指導体制の強化

- ・いじめの定義の解釈やその対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組むことが重要である。
- ・全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。
- ・学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。
- ・「いじめ防止対策委員会」が単なるいじめ事案の対応協議の場だけでなく、いじめの未然防止、早期発見・対応に有効に機能させる。

## (3) 教職員が児童と向き合うことができる体制の整備

- ・学校における業務改善を一層推進し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。
- ・中休み、昼休みの児童の様子を少なくとも週に一度は把握するようにする。

## (4) 教育委員会への報告・相談

- ・定期報告～毎月、「新たに認知」及び「継続支援中」のすべての事案について報告する。
- ・臨時報告～「重大事態に類する事案」を認知した場合は、直ちに報告する。

# 3 未然防止の取組

## (1) 「心の教育」の充実

- ・道徳や学級活動、「下関いのちの日」の取組等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など、豊かな心を育む。
- ・授業や学校行事における人とかかわり合う活動を通して、自己肯定感を高めるとともに、人とよりよくかかわっていかうとする意欲や態度を育てる。

## (2) いじめを許さない学校・学級・授業づくり

- ・児童に、どんな行為がいじめにあたるか理解させ、学校、学級内に、いじめの行為のみならず、周りではやし立てたり、傍観したりする行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- ・加害行為の抑止につながるよう、「いじめは許さない」、「いじめる側が悪い」という毅然とした対応をする。
- ・常に環境整備を心がけ、校舎内の落書きや掲示物の乱れがないよう気を配る。

## (3) 授業の充実

- ・だれもが「できる喜び」のある授業を目指す。
- ・個に応じ、指導方法の工夫を図る。
- ・「阿川小の学び」による系統的な学びづくり
- ・かかわり合いを授業の中に仕組むことで、思いやりの心を育む。

(4) 児童の主体的な活動の充実

- ・児童会活動や学校行事など、児童が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。
- ・代表委員会で「全校のみんなで遊ぶ日」を設定したり、縦割り班活動を充実したりするなどして、学年を超えた活動を仕組む。

(5) 日常的な実態把握・かかわり

- ・全教職員が全児童の担任のつもりで、児童とかかわる場を多く持つ。
- ・児童に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子どもとかかわり、信頼関係を築く。

(6) 保護者、地域、関係機関との信頼関係の構築および連携

- ・「学校いじめ防止基本方針」の内容（いじめの定義、「いじめ防止対策委員会」の存在やその活動、発生時の学校の対応、相談窓口等）について、PTA総会や学校運営協議会、学校だよりやHP等を活用して、保護者や地域住民へ確実に周知する。
- ・学級通信、学校だよりやHP、学校運営協議会等で、学校生活の様子を家庭や地域に伝えるとともに、家庭や地域での様子も把握し、保護者や地域住民との信頼関係を築く。

(7) 中学校区での取組

- ・中学校区の小・中学校の9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。 \*平成29年度～あいさつ・時間厳守・聞く態度・学校環境美化
- ・中学校区の小・中学校でいじめの定義の共有化、未然防止策、発生時の対応等について、教職員で共通理解する。

#### 4 早期発見の取組

- ・日常的な行動のきめ細かな観察
- ・日記、作文等からの情報収集
- ・いじめアンケートの実施（児童：毎週、保護者：年に一回～10月）  
週1回のアンケート調査（木曜日）を確実にいき、実施した日に内容を確認し、いじめが疑われる場合は、直ちに対応する。

ねん ばん な まえ ( 月 日 )  
年 番 名 前 ( )

\*あてはまるものに○をつけましょう。

- あなたは、<sup>がっこう</sup>学校でいやな<sup>おも</sup>思いをしていませんか？  
・している      ・どちらともいえない      ・していない
- あなたの<sup>まわ</sup>りで、いやな思いをしている人はいませんか？  
・いる      ・いない      ・よくわからない
- <sup>せんせい</sup>先生に<sup>そうだん</sup>相談したいことはありますか？  
・ある      ・ない
- 友だちの<sup>おこな</sup>行いで、<sup>ぜんこう</sup>全校のみんなに<sup>しょうかい</sup>紹介したいことがあれば<sup>か</sup>書きましょう。

- ・教育相談の充実
  - 学期に1回のアンケート調査及び個人面談の実施
- ・悩みごと等の相談機関の周知

## 5 解決に向けた取組

### (1) 初期対応

#### ①いじめ発覚直後

- ・管理職や生徒指導主任へ、分かっている範囲で事実を速やかに報告し、情報を共有する。

#### ②対応チームの結成

- ・管理職が情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。

#### ③関係児童への聞き取り

- ・関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。

#### 被害児童

- ・信頼関係のある教職員が、個別に別室で聞き取りを行う。
- ・「報復を恐れて事実を語れない」ということがないように、「いじめは絶対に許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことをしっかりと伝える。

#### 加害児童

- ・いじめの具体的な行為（冷やかし、仲間はずしなど）を確認する。
- ・いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。
- ・聞き取りが長時間に及ばないように、また、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する。

#### 周囲の児童

- ・情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。

### ④いじめ防止対策委員会の招集

- ・校長は「いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。

- A 被害児童とその保護者への対応
- B 加害児童とその保護者への対応
- C 他の児童及び保護者への対応
- D 役割分担決定
- E 関係機関等への支援要請（必要に応じて）
- F 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

#### \*対応上の留意点

##### ア 被害児童とその保護者への対応

#### 児童（共感的理解に基づく指導・支援）

- ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が全力で支えることを約束する。



- ・今後の対応について、本人と相談して決定する。
- ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は厳に慎む。
- ・本人、保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。

#### **保護者**（家庭訪問による対応）

- ・管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
- ・学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
- ・学校の対応方針等を説明するとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、連携して対応する。

#### イ 加害児童とその保護者への対応

##### **児童**（再発防止に向けた指導、謝罪に向けての話し合い）

- ・叱責や説諭等のみにとどまらず、振り返りを十分に行い、自己の問題点に気付かせ、しっかり反省させる。
- ・今後の被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動等について話し合い、加害児童への成長支援につながる指導を行う。
- ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害児童生徒の気持ちも理解しながら指導する。
- ・被害児童に対して、謝罪の気持ちがもてるよう、粘り強く指導する。

##### **保護者**（家庭訪問または来校による対応）

- ・管理職を含めた複数の教員で対応する。
- ・加害児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
- ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の加害児童の指導や支援について、共に考える。（加害児童への非難は避ける）
- ・学校の指導や支援について説明する。
- ・被害児童への謝罪等を相談する。

#### ウ 他の児童及び保護者への対応

##### **児童**

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示し、学校・学年・学級全体の問題としてとらえさせ、学校生活を送る上で安心感を与えるように努める。
- ・「観衆や傍観者もいじめに加わっていることと同じである」と認識させる。
- ・被害児童に対する配慮について指導する。
- ・加害児童への二次的ないじめ被害が起こらないように努める。

##### **保護者**

- ・重大事態の場合、加害・被害児童及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
- ・加害児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。

#### エ 関係機関等への支援要請（必要に応じて）

- ・学校だけで抱え込むのではなく、教育委員会へ速やかに報告するとともに、状況に応じて児童相談所や警察、山口県ふれあい教育センター等の関係機関に支援を要請する。
- ・児童の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察と

連携し、いじめられている児童の安全確保のための必要な措置を行う。

E 別室指導や出席停止等の措置の検討（必要に応じて）

- ・別室指導を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。
- ・出席停止等の措置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

(2) 中期・長期対応

①当該児童の見守りと継続的な指導

- ・表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する可能性があることから、当該児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ・当該児童の保護者に、事後の学校生活の様子等について連絡するとともに、家庭での様子も聞き取り、指導に生かすようにする。

②対応上の課題分析と指導体制の強化

- ・発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。

③いじめ防止基本方針の見直し・改善

- ・いじめの問題への取組について、適正に評価し、いじめ防止基本方針の見直しを行う。

④進級・進学に伴う引き継ぎ

- ・進級や進学の際は、いじめ事案に関しても適切な引き継ぎを行う。

⑤学校運営協議会への報告と支援要請

- ・学校運営協議会で、学校の対応を説明するとともに、学校や家庭、地域での取組について意見を求め、支援を要請する。

⑥関係機関と連携した対応

- ・必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

6 インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

① 未然防止

ア 情報モラルの充実

- ・ネット上の不適切な書き込みは、瞬時に広範囲に広がっていく児童生徒に対して、ネット上への不適切な書き込みを行わせないため、情報モラル教育を計画的、系統的に実施する。

イ 児童生徒の主体的な活動

- ・児童生徒の主体的な活動の機会を確保し、未然防止に向けた取り組みを推進する。

ウ 家庭・地域への啓発活動

- ・保護者会や学校運営協議会などを通じて、下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を周知するとともに、ネットいじめの危険性やネット上の不適切な書き込みに関する啓発と対策の取組を推進する。

② 初期対応

- ・インターネット上のコミュニティサイト（掲示板や無料通話アプリ等）への書き込み内容、メール文などを確認するとともに、実際に印刷や写真撮影をするなどして記録しておく。教育委員会にも速やかに報告する。

- ③ 被害拡大の防止
  - ・ 掲示板管理者への削除依頼を行う。
  - ・ 関係保護者の了解のもと、児童生徒の携帯電話やパソコン等を閲覧し、不適切な書き込みの削除を確実にを行う。
- ④ 関係機関との連携
  - ・ 必要に応じて、やまぐち総合教育支援センターのネットアドバイザーに相談する。
  - ・ なりすまし等の悪質な事案については、警察と連携し、早期解決を図る。

## 7 重大事態への対応

### 【重大事態とは】

- ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき (法第28条第1項第1号)
- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (法第28条第1項第2号)

- ※ 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童や保護者の申し立てがあった時は、適切かつ真摯に対応する。 (法案に対する附帯決議の5)
- ※ 事態が起きた場合、教育委員会に報告するとともに、「重大事態への対応フロー図」で、今後の対応を確認する。

#### ①いじめ防止対策委員会による調査実施

- ・ 調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。このために、いじめの事実関係を明確に調査する必要がある。
- ・ いじめられた児童や保護者に、予め調査方法や調査内容について相談し、了解を得て調査を実施する。
- ・ いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることに、最大限の配慮をする。
- ・ 調査前に、「得られたアンケート結果は、いじめられた児童や保護者に提供する場合がある」ことを、調査対象の児童や保護者に説明しておく。

#### ※「事実確認を明確にする調査」とは

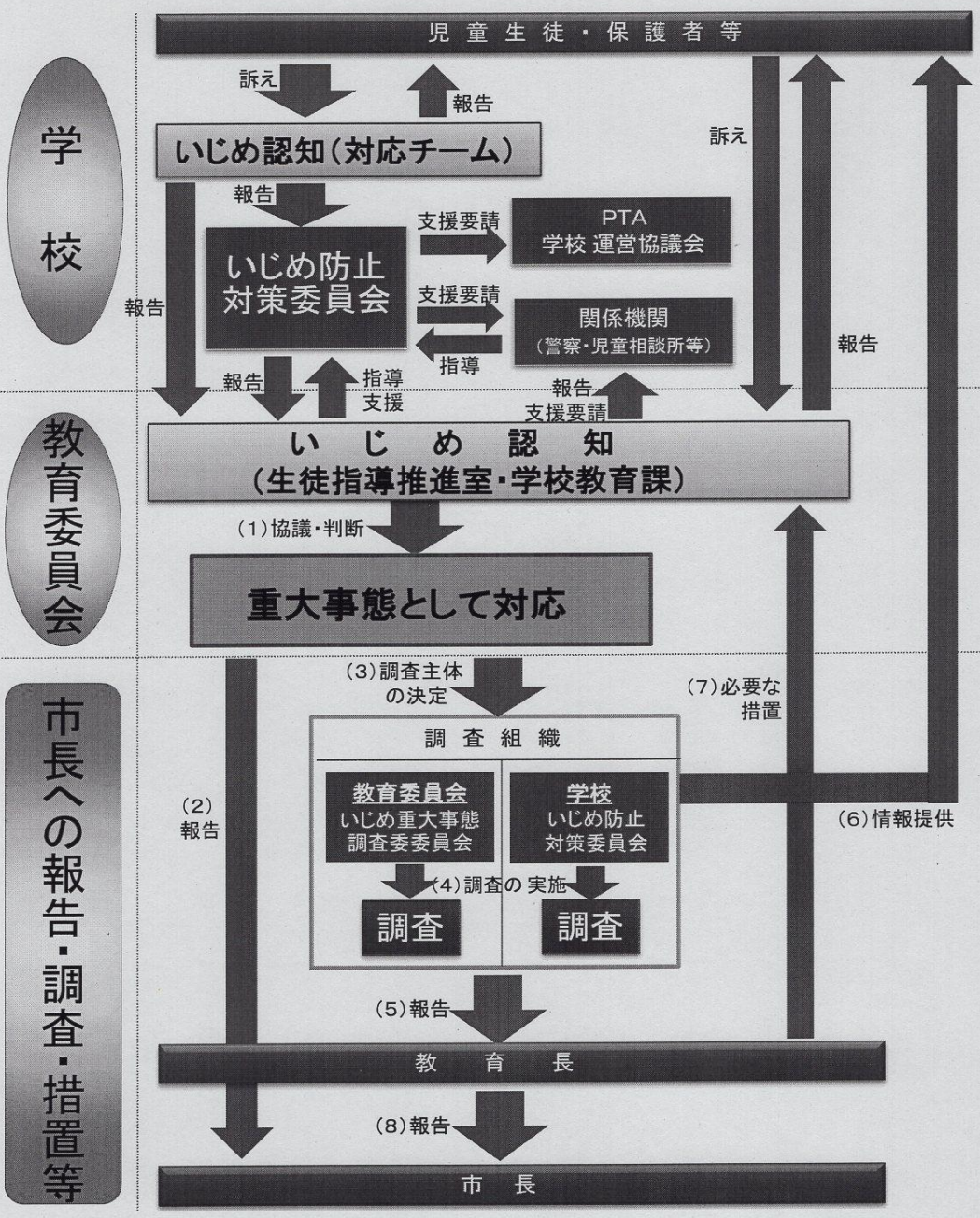
「いつ、誰から行われ、どのような様態であったか」、「いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか」、「学校、教職員がどのように対応したか」等を明確にすることである。

#### ②調査報告を教育委員会に報告する。

#### ③いじめを受けた児童やその保護者に、情報を提供する。

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切にいじめを受けた児童及びその保護者に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)

# 重大事態への対応フロー図



令和元年度 下関市立阿川小学校 いじめの防止に向けた年間活動計画

月	学校・教職員の取り組み	児童の活動	保護者との活動	外部との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止基本方針の共通理解</li> <li>○いじめに関わる共通理解</li> <li>○児童に関する情報交換</li> <li>○下関市いのちの日授業</li> <li>○生徒指導の会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○始業式、入学式</li> <li>○学級びらき、学級のルールづくり</li> <li>○下関市いのちの日</li> <li>○1年生を迎える会</li> <li>○代表委員会</li> <li>○木曜アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭訪問</li> <li>○双葉会(P T A)総会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○阿川あいさつの日</li> <li>○パトロール隊の方との顔合わせ</li> <li>○学校運営協議会</li> <li>○参観日</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換</li> <li>○校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○阿川っ子朝会</li> <li>○クラブ活動</li> <li>○運動会(含練習、準備)</li> <li>○木曜アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運動会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○阿川あいさつの日</li> <li>○運動会</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換</li> <li>○校内研修</li> <li>○教育相談 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○阿川っ子朝会</li> <li>○プール掃除</li> <li>○いもの苗植え</li> <li>○クラブ活動</li> <li>○音楽祭(含練習)</li> <li>○プール開き</li> <li>○体カテスト</li> <li>○ボランティア活動</li> <li>○クラブ活動</li> <li>○木曜アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日曜参観日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○阿川あいさつの日</li> <li>○日曜参観日</li> <li>○学校運営協議会</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水泳記録会</li> <li>○木曜アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者懇談会</li> <li>○プール開放</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○阿川あいさつの日</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクル品回収</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクル品回収</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夏休み作品展</li> <li>○代表委員会</li> <li>○クラブ活動</li> <li>○社会見学</li> <li>○木曜アンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参観日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○阿川あいさつの日</li> <li>○参観日</li> </ul>

月	学校・教職員の取り組み	児童の活動	保護者との活動	外部との連携
10	○児童に関する情報交換 ○教育相談 2	○阿川っ子朝会 ○鍛錬遠足 ○いもほり ○クラブ活動 ○修学旅行 ○宿泊学習 ○木曜アンケート	○参観日	○阿川あいさつの日 ○参観日
11	○児童に関する情報交換	○阿川っ子朝会 ○学習発表会 ○ふるさとリレー ○クラブ活動 ○木曜アンケート	○ふるさとリレー	○阿川あいさつの日 ○学校運営協議会 ○ふるさと祭り ○学習発表会
12	○児童に関する情報交換	○阿川っ子朝会 ○校内持久走大会 ○クラブ活動 ○木曜アンケート	○保護者懇談会	○阿川あいさつの日
1	○児童に関する情報交換	○どんど焼き・お正月会 ○クラブ活動 ○木曜アンケート	○参観日(お正月会) ○リサイクル品回収	○阿川あいさつの日 ○参観日 ○お正月会、どんど焼き
2	○児童に関する情報交換 ○教育相談 3	○阿川っ子朝会 ○縄跳び大会 ○クラブ活動 ○木曜アンケート		○阿川あいさつの日 ○学校運営協議会 ○参観日
3	○児童に関する情報交換 ○なかよし班編成	○阿川っ子朝会 ○6年生を送る会 ○代表委員会 ○卒業式 ○木曜アンケート	○保護者懇談会	○阿川あいさつの日